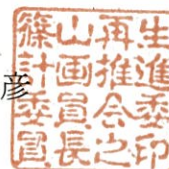


平成29年1月20日

篠山市長 酒井 隆明 様

篠山再生計画推進委員会

委員長 菟原 元彦



篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見について

篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領（以下「要領」という。）第5条に基づき、市長から篠山再生計画推進委員会（以下「本委員会」という。）に対し意見の求めがあった、市道朽梨辻東線大規模法面工事について、平成29年1月10日に開催した本委員会において慎重に審議し、下記のとおり意見を取りまとめたので報告します。

記

要領第3条の選定基準(1)「事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと。」、(2)「事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと。」のいずれにも適合している。